

世田谷区告示第449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年6月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月12日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区南烏山四丁目595番7の内

3 変更の区域

延長 11.05メートル

幅員 0.32メートル

面積 3.55平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年6月12日

案内図

 特別区道路線の区域編入部分（供用開始）

街区 南烏山四丁目 6番

